

# 歯科技工所間の連携について

## 歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究

- 歯科技工業の労働実態を把握し、労働環境を構成する要素ごとに論点を整理。
  - 歯科技工所と歯科診療所との委託契約の状況(方法・内容)や、歯科技工所内の雇用契約の状況の検証。
  - 勤務環境(労働時間、収益等)にかかる要素ごとに利点・欠点を整理するとともに、当該業務モデルの効果的運用方法について提案し、当該業務モデルの導入に資するマニュアル等を作成する。
- ◆ 研究期間 : 2年(平成29年度～平成30年度)
  - ◆ 研究代表者: 昭和大学 赤川安正客員教授

# 歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究 提言(概要)

## 1: 歯科医師と歯科技工士は歯科技工に関する認識と情報を共有する

- ・歯科医師と歯科技工士は、「適切な歯科医療の提供には歯科技工士が製作する優れた歯科技工物が不可欠」との認識の共有が必要。
- ・歯科技工物のトレーサビリティの観点から、製作工程や委託・受託に関する情報を両者は適切に共有しなければならない。

## 2: 歯科医師と歯科技工士が十分連携できる体制を整備する

- ・歯科医師と歯科技工士の緊密な連携は適切な歯科医療の提供に不可欠。
- ・歯科医療機関と歯科技工所との間で、歯科技工物の製作(再製作を含む。)に関する業務委託契約を締結することが推奨される。

## 3: 歯科技工士の職業内容に関する意識を改善させる

- ・歯科技工士のモチベーションや達成感を確保・維持するためには、製作した歯科技工物に対する患者の反応を知ることが重要であることから、歯科医療機関における臨床現場での研修や経験が必須となる。
- ・このため、①卒直後の歯科技工士が歯科医療機関における臨床現場で研修できる制度や環境の整備、②歯科医療機関と歯科技工所の間を結ぶICTの活用、③患者に歯科技工物が試適・装着された際の状況を歯科技工士へのフィードバックができる仕組みの考案、などを行う。これらにより、「製作者の顔の見える歯科技工」を推進する。
- ・歯科医療機関における歯科技工士の活躍の場が広がるような政策が望まれる。

## 4: 労働契約書や就業規則を作成する

- ・歯科技工業に従事する歯科技工士が二人以上ある歯科技工所では、法令上の義務の有無にかかわらず、就業規則を作成・整備するとともに、労働契約書を用いた労働契約を結ぶことが望ましい。
- ・学生教育や生涯学習などのテーマに「労働環境」に関する内容を取り上げることにより、労働環境に対する理解や取り組みを促進する。

## 5: 歯科技工業を効率化する

- ・「特定の歯科技工物のみの受託」、「歯科技工物の種類に応じた担当制や分担制」、「新しい機器やシステムの導入」等により、歯科技工業の効率化を進める。
- ・歯科技工所と離れた場所での歯科技工業を可能とする等、柔軟な働き方に対応できるようにすることも必要。
- ・一人歯科技工所を含む小規模の歯科技工所は、歯科技工士法を遵守した連合体を形成し、「歯科技工物の受託と配送の業務の一元化」等の取り組みを行う事が望ましい。
- ・歯科技工所と歯科医療機関のそれぞれのニーズや情報を共有できるビジネスプラットフォームを構築し、一人歯科技工所を含む規模の小さい歯科技工所の「新たな受託先」や歯科医療機関の「新たな委託先」の開拓を効率的に実現する。

## 6: 歯科技工士や歯科技工に関する社会の認知を向上させる

- ・歯科技工物の試適・装着時に歯科技工士が立ち会う機会の増加により社会における歯科技工士や歯科技工業の認知が向上することから、歯科技工士の業務のあり方を検討し環境を整備する。
- ・歯科技工士はコミュニケーションスキルを向上させるとともに、歯科医療機関での臨床現場をより広く理解し、対応力を身につける必要があると考えられる。

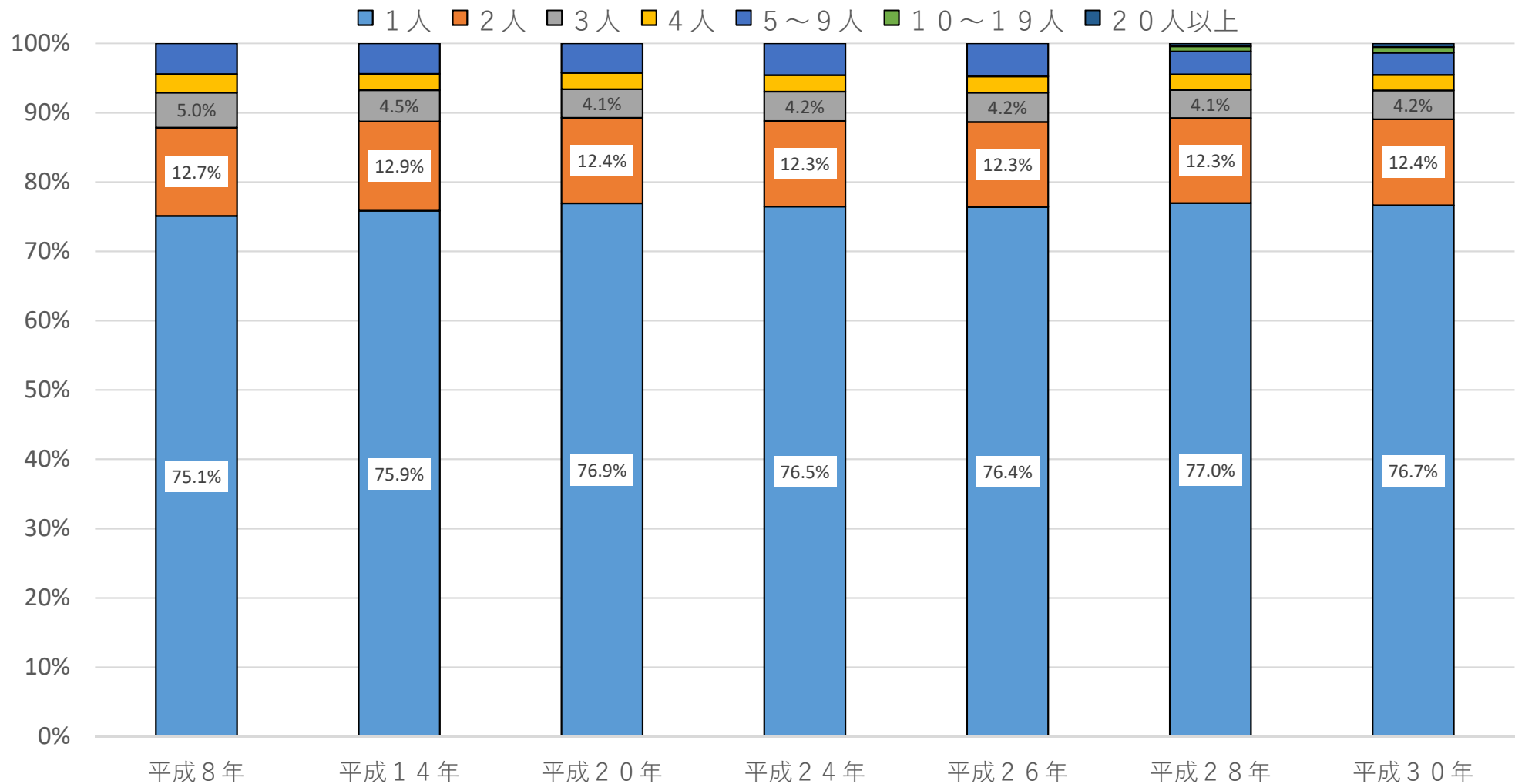
# 規模別歯科技工所の割合の推移

令和3年9月30日

第1回歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会

資料  
2

○ 規模別(就業歯科技工士数別)歯科技工所数は、就業歯科技工士が「1名」の歯科技工所が最も多く、平成30年時点で76.7%を占める。

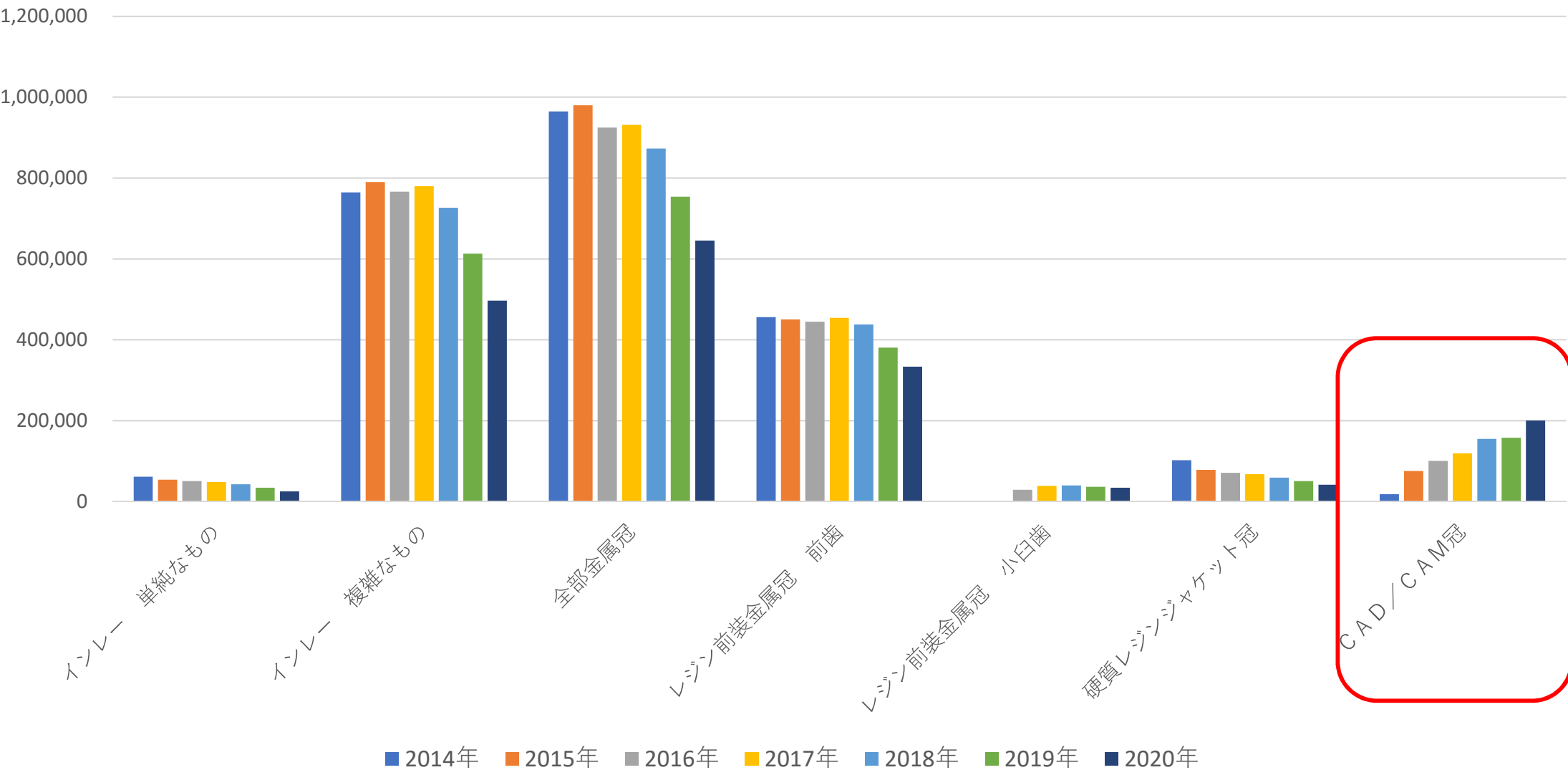


(出典:衛生行政報告例)

# 歯冠修復・歯冠補綴の実施状況

○ 歯冠修復物、歯冠補てつ物の算定回数を見ると、CAD/CAM冠の算定回数は年々増加している。

【歯冠修復物、歯冠補綴物の算定回数の年次推移】

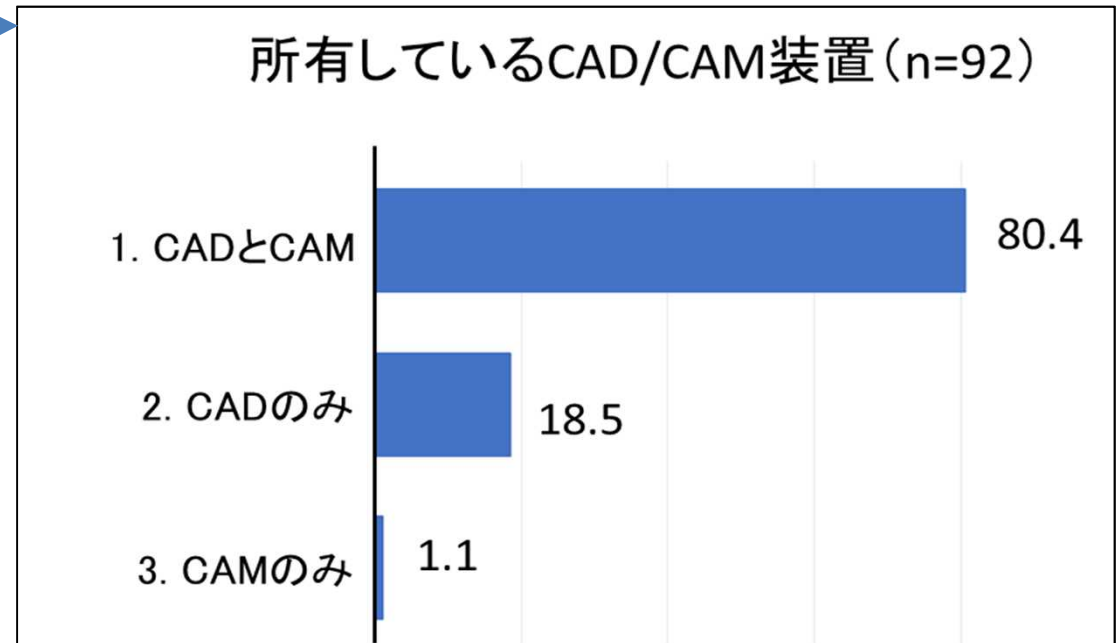
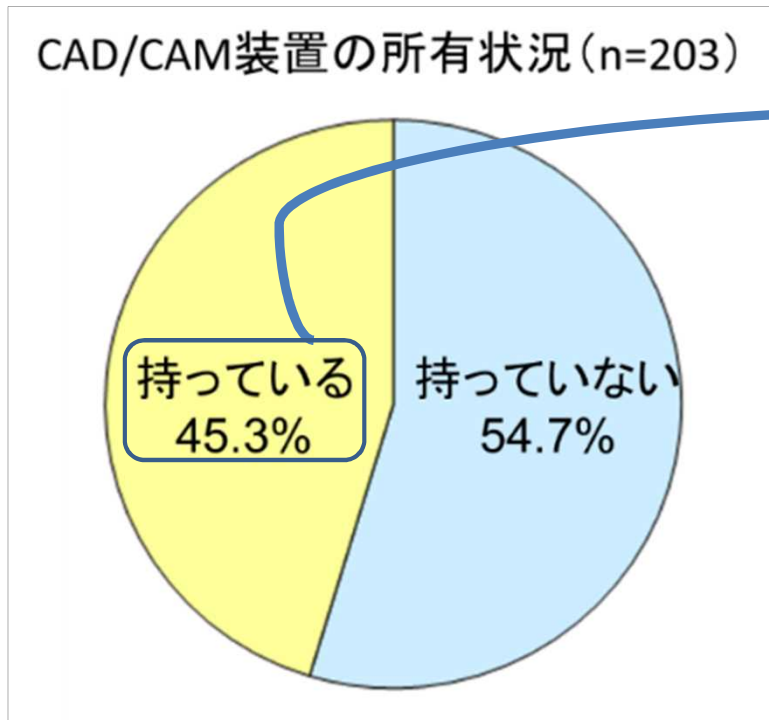


※6月審査分  
※2014年は抽出調査による推計、2015年からはNDBIに蓄積されたものによる全数集計

(出典:社会医療診療行為別統計)

# 歯科技工所におけるCAD/CAM装置の所有状況

- 歯科用CAD/CAM装置を有していない歯科技工所は半数を超えており、54.7%である。
- 歯科用CAD/CAM装置を有している歯科技工所のうち、約80%(80.4%)でCADとCAMの両方を有していた。



## 歯科技工士の養成・確保に関する検討会報告書(令和2年3月31日)概要

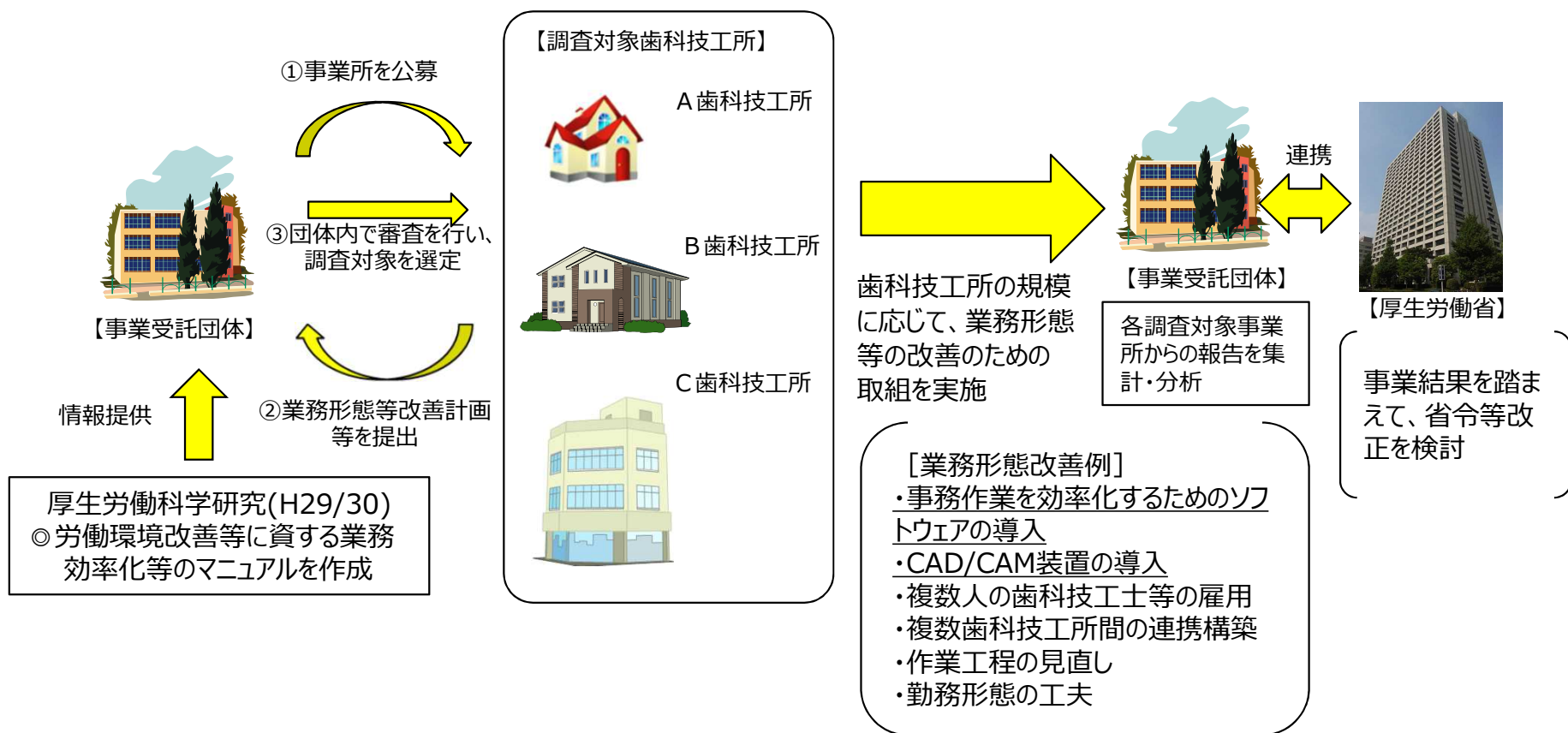
### 【歯科技工士の業務等について】

- 近年増加しているCAD/CAM装置などデジタル技術を活用した歯科技工により、従来は手作業で行ってきた工程の効率化や均てん化が可能になる一方で、設備導入や維持にかかる費用が高額になる、操作に慣れるまでに時間を要するなどの課題もあり、小規模な歯科技工所では導入困難となる場合も多い。
- CAD/CAM装置等を用いた歯科技工は増加傾向にあり、これらのデジタル技術を活用した歯科技工は今後も増加することが推測されることから、小規模な歯科技工所は、それぞれの得意分野を生かしながら連携を強めていく必要がある。
- また、CAD/CAM装置等を用いた歯科技工の増加に伴い、CAD/CAM装置等のデジタル技術を活用した歯科技工のみを行う歯科技工所の増加が想定される。このような歯科技工所について、構造設備基準等のあり方についてどのように考えるか、検討が必要である。ただし、その際には、安全性や医療情報の管理等も十分に検討する必要がある。

## 【主旨】

- ・ 歯科技工士を取り巻く環境は、1週間あたりの就業時間は61.5時間など、労働環境は改善されておらず、依然として厳しい状況となっている。他方で、歯科技工所の約8割は1人で管理を行っていることもあり、生産性を向上させるなど、様々な角度から労働環境等の改善に資する取組が必要とされている。
- ・ なお、高齢化の進展に伴って、口腔機能の回復を図る観点から義歯治療等の補てつ物の需要は高まっているが、就業している歯科技工士のうち50歳以上の者が半数を占めることなど担い手の高齢化が生じており、今後10年で約6,000人不足することが指摘されている。
- ・ このため、厚生労働科学研究（H29'～H30'）等の結果を踏まえつつ、業務形態（労働環境や収益等）の改善計画を実施する歯科技工所を公募・選定し、その結果を検証する事業を委託する。

## 【事業内容】





# 歯科技工所間の連携の例①(CAD/CAMを用いた歯科技工に関する連携)

- 作業の効率化やデジタル歯科技工への取り組みを推進するため、小規模歯科技工所がデザインソフトを導入し、地域のCAM装置を所有する歯科技工所と連携して歯科補てつ物等を製作する取り組みが行われた。

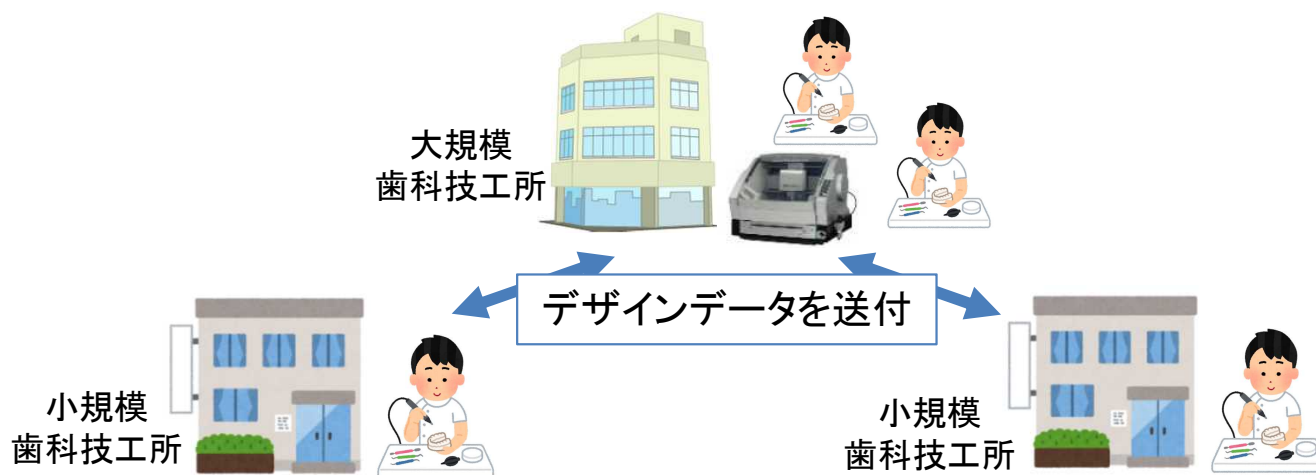
## 歯科技工所間の連携の例

### 【取り組み内容】

- 小規模歯科技工所ではデザインソフトのみを導入し、CAM装置を所有する大規模歯科技工所と連携した。同じ地域の歯科技工所間でデザインデータを共有することで、質の高い歯科補てつ物を効率的に製作する。

### 【取り組みの効果】

- 小規模歯科技工所では高額な機器を購入することなく、デジタル歯科技工への移行が可能となった。
- 従来、CAD/CAM冠の製作にあたり、支台模型にワックスアップを行いミリングマシンを所有する歯科技工所にCAMを依頼していたが、デザインデータや模型写真等の送付により、作業の効率化が図られた。
- 地域で同じシステムを導入することで、グループでの勉強会の開催等、効率的な活用方法の探求・習得ができた。



# 歯科技工所間の連携の例②(歯科技工物の受託と配送の業務の一元化)

- 業務時間短縮のための取り組みの一つとして、地域の歯科技工所が連携して宅配業者とグループ契約を行い、歯科医療機関と歯科技工所間の歯科技工物の配送等を行う取り組みが行われた。

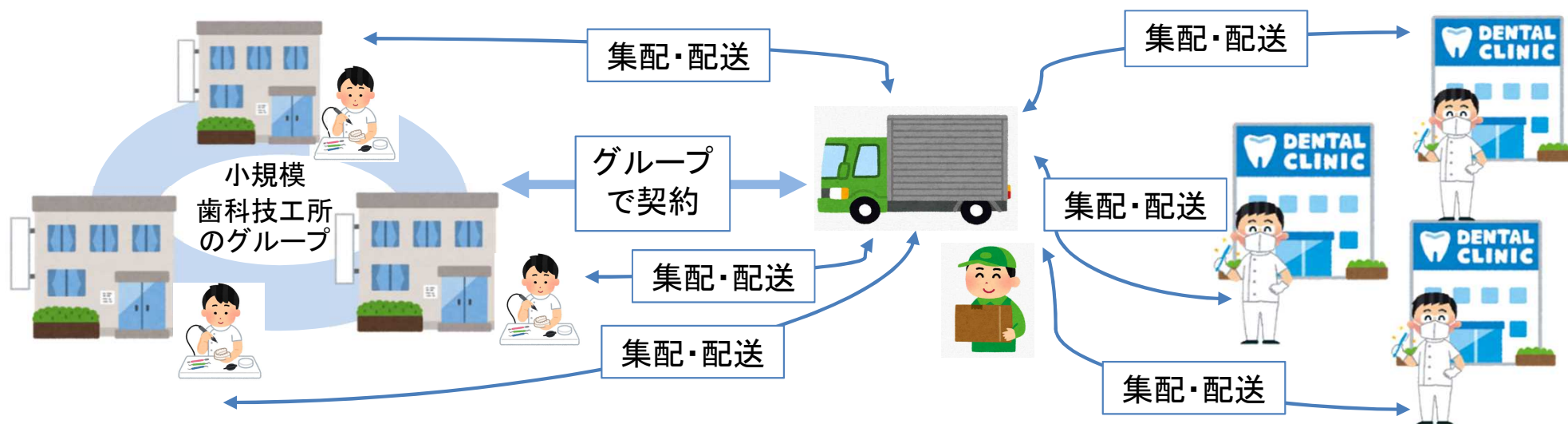
## 歯科技工所間の連携の例

### 【取り組み内容】

- 地域の歯科技工所が連携して、宅配業者とグループ契約を行い、歯科医療機関への歯科技工物の配送等の集配業務を委託する。

### 【取り組みの効果】

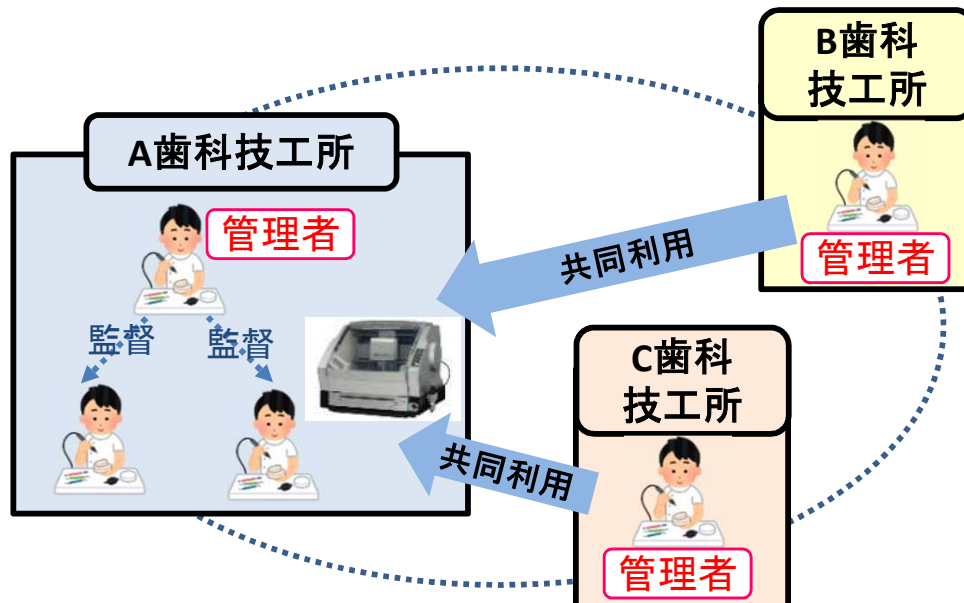
- 従来集配業務に要していた時間に、歯科技工を行うことが可能となり、業務の効率化や労働時間の短縮につながった。



# 歯科技工所における機器の共同利用について

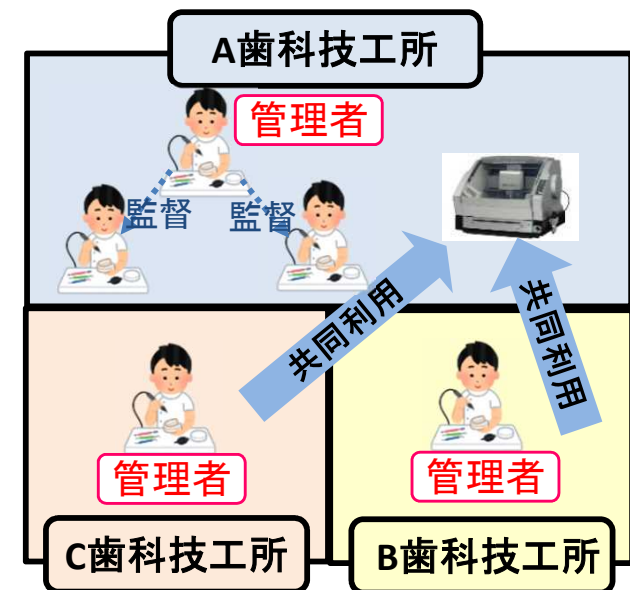
- 近年急速に拡大しているデジタル技術を活用した歯科技工等、その使用方法や管理等に一定の知識を有する高度な機器を用いる歯科技工が増加している。
- 歯科技工に使用する機器の共同利用については、
  - ・ 所属する歯科技工所以外の歯科技工所で機器を用いて歯科技工を行う場合の届出内容の見直しや
  - ・ 歯科技工に必要な歯科医師の指示が、共同利用の場合に、複数の歯科技工所に対してどのようになされる必要があるか（製作過程の一部を委託する場合との違いを整理）等についての整理が必要となる。
- 歯科技工所における業務の効率化や生産性の向上等を推進するため、歯科技工所間の連携による機器の共同利用のあり方については、令和3年度「歯科技工所業務形態改善等調査研修事業」等において検討する。

## 地域における 歯科技工所間の連携の例



※A,B,Cの各歯科技工所はいずれも構造設備基準を満たす

## 隣接して開設する 歯科技工所間の連携の例



※A,B,Cの各歯科技工所はいずれも構造設備基準を満たす

# 規制改革実施計画(抜粋)

## (令和3年6月18日閣議決定)

- 医療・介護分野における生産性向上
- ・ デジタル化の進展等に対応するための歯科技工業務の見直し
  - a 複数の歯科技工士等による歯科技工所の共同開設が可能であることを明確化し、周知する。【令和3年度措置】
  - b 他の歯科技工所や歯科技工所以外で行われる業務に対する歯科技工所の管理者の責任を明確化した上で、CAD/CAM装置等を用いた自宅等でのリモートワークが可能であること等を明確化し、周知する。【令和3年度措置】
  - c 歯科技工業務の前提となる歯科医師による指示、業務従事者や構造設備等について行うこととされる歯科技工所の届出の内容を見直した上で、歯科技工に使用する機器を複数の歯科技工所が共同利用することが可能であることを明確化し、周知する。【令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】
  - d 歯科技工技術の高度化やデジタル化、歯科技工士の就業ニーズの変化を踏まえ、歯科技工所の構造設備基準や歯科技工士の新たな業務の在り方等を総合的に検討し、必要な措置を講ずる。【令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

# 歯科技工所の届出、歯科技工指示書について

## 歯科技工所の届出

### 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）

#### 第二十一条（届出）

歯科技工所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、管理者の氏名その他厚生労働省令<sup>※1</sup>で定める事項を歯科技工所の所在地の都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長。第二十六条第一項を除き、以下この章において同じ。)に届け出なければならない。届け出た事項のうち厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときも、同様とする。

#### ※1 届出事項

「歯科技工士法施行規則」(昭和30年9月22日厚生省令第23号)

#### 第十三条

- |   |         |                |
|---|---------|----------------|
| 一 開設者の住所及び氏名<br>(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地) | 三 名称    | 五 管理者の住所及び氏名   |
| 二 開設の年月日                                    | 四 開設の場所 | 六 業務に従事する者の氏名  |
|   |         | 七 構造設備の概要及び平面図 |

## 歯科技工指示書

### 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）

#### 第十八条（歯科技工指示書）

歯科医師又は歯科技工士は、厚生労働省令<sup>※2</sup>で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行ってはならない。ただし、病院又は診療所内の場所において、かつ、患者の治療を担当する歯科医師の直接の指示に基づいておこなう場合は、この限りでない。

#### ※2 指示書

「歯科技工士法施行規則」(昭和30年9月22日厚生省令第23号)

#### 第十二条

- |         |          |   |
|---------|----------|---|
| 一 患者の氏名 | 四 使用材料   | 六 発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地       |
| 二 設計    | 五 発行の年月日 | 七 当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称及び所在地 |
| 三 作成の方法 |          |   |

# 歯科技工を行う場所について

## 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）

### 第二条 3

この法律において、「歯科技工所」とは、歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所をいう。ただし、病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われないものを除く。

### 第二十一条（届出）

歯科技工所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、管理者の氏名その他厚生労働省令<sup>※1</sup>で定める事項を歯科技工所の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長。第二十六条第一項を除き、以下この章において同じ。）に届け出なければならない。届け出た事項のうち厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときも、同様とする。

### 第二十四条（改善命令）

都道府県知事は、歯科技工所の構造設備<sup>※2</sup>が不完全であつて、当該歯科技工所で作成し、修理し、又は加工される補てつ物、充てん物又は矯正装置が衛生上有害なものとなるおそれがあると認めるときは、その開設者に対し、相当の期間を定めて、その構造設備を改善すべき旨を命ずることができる。

### 第二十七条（立入検査）

都道府県知事は、必要があると認めるときは、歯科技工所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、歯科技工所に立ち入り、その清潔保持の状況、構造設備若しくは指示書その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

## ※1 届出事項

「歯科技工士法施行規則」（昭和30年9月22日厚生省令第23号）

### 第十三条

#### 一 開設者の住所及び氏名

（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

#### 二 開設の年月日

#### 三 名称

#### 四 開設の場所

#### 五 管理者の住所及び氏名

#### 六 業務に従事する者の氏名

#### 七 構造設備の概要及び平面図

## ※2（歯科技工所の構造設備基準）

「歯科技工士法施行規則」（昭和30年9月22日厚生省令第23号）

### 第十三条の二

- 一 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等<sup>※3</sup>を備えていること。
- 二 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。
- 三 手洗設備を有すること。
- 四 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
- 五 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、十平方メートル以上の面積を有すること。等

## ※3（歯科技工を行うために必要な設備及び器具等）

「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成24年10月2日付け医政発1002第1号）

防音装置、防火装置、消火器、照明設備、空調設備、給排水設備、石膏トラップ、空気清浄機、換気扇、マイクロスコープ、電気掃除機、分別ダストボックス、防塵用マスク、吸塵装置 等

# 複数の歯科技工所が関わる歯科技工について

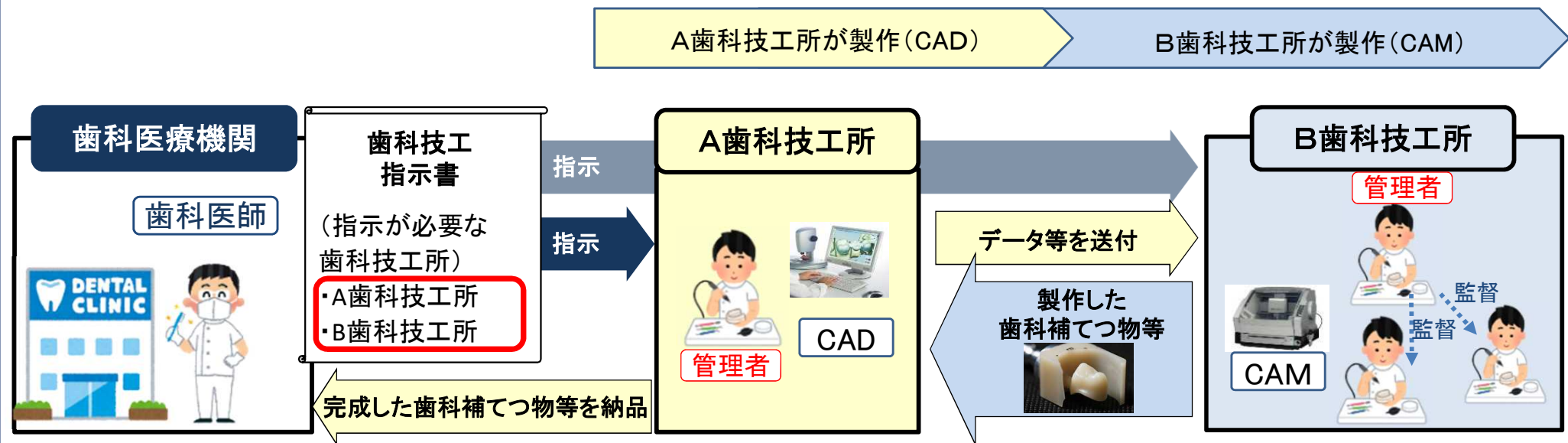
## 歯科医療の用に供する補てつ物等の安全性の確保について

(平成23年9月26日医政発0926第1号厚生労働省医政局長通知 )

歯科技工士法第18条及び歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号)第12条により、補てつ物等の作成等は歯科医師の指示書に基づき行われなければならないこととされており、これは通常、委託という契約形態によって行われているところである。

この際、治療にあたる歯科医師から補てつ物等の作成又は加工する事を指示された者が、当該歯科医師の指示していない第三者へ補てつ物等の作成又は加工を依頼することは、いわゆる補てつ物等の作成等の再委託にあたり、これは当該歯科医師の指示書に基づかない歯科技工が行われることとなるため認められないこと。

## CAD/CAMを用いた歯科技工を複数の歯科技工所で行う場合のイメージ



※A,Bの各歯科技工所はいずれも構造設備基準を満たす

# 歯科技工所間の連携に関する現状・課題と論点

## 現状・課題

- 歯科技工所は小規模な歯科技工所の割合が多いが、CAD/CAM装置などデジタル技術を活用した歯科技工の増加などの取り巻く状況の変化を踏まえ、今後、業務の効率化や質の高い補てつ物を製作する観点から、歯科技工所の連携を強めていく必要性が指摘されている。
- 「歯科技工所業務形態改善等調査検証事業」において、地域におけるCAD/CAMを用いた歯科技工に関する連携が行われ、作業の効率化等が図られた。
- 歯科技工所間の連携の取り組み例の一つとして、歯科技工に使用する機器の共同利用が考えられる。
- 歯科技工所を開設した者は、開設後十日以内に開設の場所、管理者の氏名、業務に従事する者の氏名、構造設備の概要及び平面図等を都道府県知事等に届け出る必要がある。
- 補てつ物等の作成等は歯科医師の指示書に基づき行う必要があり、当該歯科医師の指示していない第三者へ補てつ物等の作成又は加工を依頼することは、当該歯科医師の指示書に基づかない歯科技工が行われることとなるため認められない。

## 論点

- 小規模歯科技工所が多数を占める現状において、業務の効率化をすすめつつ、質の高い歯科補てつ物等を製作するため、どのような歯科技工所間の連携が必要か。
- 歯科技工に使用する機器の共同利用が可能であることを周知するにあたり、以下の点を明確化することとしてはどうか。
  - ・構造設備基準で必要とされている機器等（「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成24年10月2日付け医政発1002第1号））は、共同利用することはできない。
  - ・歯科医師による指示書は、「歯科補てつ物等を製作する歯科技工所」に対してなされる必要があること。
  - ・「歯科補てつ物等を製作する歯科技工所」は、歯科技工録に、歯科補てつ物等の製作の一部の過程を「共同利用の機器を所有する歯科技工所」において「共同利用の機器を所有する歯科技工所」の機器を用いて製作した旨を記録する。
  - ・「共同利用の機器を所有する歯科技工所」は、届出を行う構造設備について連携する歯科技工所が共同利用する旨を記載する。
  - ・「共同利用の機器を所有する歯科技工所」で行われる歯科技工の安全管理は、基本的には「共同利用の機器を所有する歯科技工所」の管理者が行う。
  - ・「歯科補てつ物等を製作する歯科技工所」は、歯科技工に使用する機器を共同利用する場合は、歯科医師にその旨を伝えることが望ましい。



# 歯科技工所間の機器の共同利用(案)(イメージ)

(例) 機器を共同利用してCAD/CAMを用いた歯科技工を行う場合



※A,Bの各歯科技工所はいずれも構造設備基準を満たす